

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和3年3月17日（水）午前10時 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）伊 藤 ひろえ  
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男  
土 光 均 矢 田 貝 香 織

## 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長  
浦林教育長

#### 【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長 小野川証明担当課長補佐  
[生活年金課] 的早課長  
[保険課] 佐小田課長 田村課長補佐兼保険総務担当課長補佐  
[市民税課] 長谷川課長  
[固定資産税課] 宮松課長  
[収税課] 影岡次長兼課長  
[環境政策課] 藤岡次長兼課長 足立課長補佐兼環境計画担当課長補佐  
[クリーン推進課] 清水課長 遠藤施設管理担当課長補佐  
片山生活環境担当課長補佐 池口廃棄物対策担当課長補佐

#### 【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼課長 山崎地域福祉推進室長  
[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐  
[障がい者支援課] 仲田次長兼課長 田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐  
[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐  
[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 金川地域保健担当課長補佐

#### 【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長 足立課長補佐兼総合相談担当課長補佐  
[子育て支援課] 池口課長 松原課長補佐兼児童青少年担当課長補佐  
大谷子育て政策担当課長補佐

#### 【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤課長補佐兼教育企画室長 木村課長補佐兼学校管理担当課長補佐  
山花学校管理担当係長  
[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐  
乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐  
[生涯学習課] 木下課長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐 菅原図書館長  
[学校給食課] 山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東議事調査担当主任

## 傍聴者

安達議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 尾沢議員 田村議員

戸田議員 又野議員

報道関係者 3人 一般 3人

## 審査事件及び結果

議案第11号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第12号 米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について [原案可決]

議案第13号 米子市一般廃棄物処理施設整備負担金基金条例の制定について

[原案可決]

議案第14号 米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第15号 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

陳情第82号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書 [不採択]

## 報告案件

・高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種体制について [福祉保健部]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○国頭委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託された議案5件、陳情1件について審査をいたします。

まず初めに、陳情第82号、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、鳥取の保育を考える会の石井由加利様に御出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、石井様、お願いいたします。

○石井氏（参考人） おはようございます。よろしくお願いいたします。

先に、入ります前に資料の説明で、今日、議会事務局のほうからお配りいただきました資料の裏側に、全国保育団体連絡会が出しました声明文の9行目から、この間の保育士の配置に係る規制緩和の内容が入っておりますので、ぜひ御参照ください。それと一番最後の新子育て安心プランの資料ですが、下に支援ポイント、これは厚生労働省が出したものですけれども、それと後ろに短時間勤務の保育士の活用ということで出したものがありま

したので、添付資料として出させていただきますものがつけさせていただきますので、ありがとうございます。

では、陳述させていただきます。政府は2020年12月に、新たな待機児童対策として、新子育て安心プランを策定いたしました。新プランは、2021年から2024年度までの4年間で14万人分の保育の受皿整備を目指すとしています。しかし、そのための具体的な手だてが乏しく、特に保育士の確保策として提案された保育士配置に関する規制緩和には大きな問題があります。

新プランでは、魅力向上を通じた保育士の確保として、潜在保育士の再就職促進の観点から、保育士配置に関する規制緩和を提案。具体的には、待機児童が1名以上存在する自治体については、各組・グループに常勤保育士1名以上の配置が必須とする規制を、2名の短時間勤務、これは1日6時間未満または月20日未満勤務のパート保育士に代えることができるとする内容です。

国は、2月26日に開催しました子ども・子育て支援新制度の自治体向け説明会で、新子育て安心プランで示しました短時間勤務保育士の規制緩和策についての通知案を示しました。通知案では、保育士定数は常勤保育士であることが原則とした上で、対象となるのは待機児童が存在し、なおかつ常勤保育士を確保できないため待機児童が生じていると判断している市町村と限定しています。また、対象となる保育所等は、常勤保育士の確保が難しく、空きがあっても子どもを受け入れられないなど、市町村がやむを得ないと認めた場合としています。さらに、市町村に対し現場の保育関係者と認識の共有を図ることや、保育所等の処遇内容や求人募集等の状況を把握することを求めています。保育の長時間化が進む一方で、基本的に72年前の職員配置基準の改善は進んでおらず、保育所の運営には短時間勤務のパート保育士が欠かせないという現実があります。だからといって今回の担任する全てをパート保育士に置き換えてもよしとしてしまう規制緩和は問題です。

米子市公立保育園で働く保育士は、現在、正規職員81名、任期付常勤保育士64名、会計年度任用短時間保育士、週35時間は43名、同じく週20時間は150名が保育に当たっていると伺っております。米子市が週20時間の短時間保育士を導入した時期は、今から2年5か月前の2018年10月の年度中途だったこともあり、当時20時間以上働いていたパート保育士からは、経済的な理由からほかの保育所とのダブルワークや、当時の安い時給単価もあって、公立を辞める選択をした保育士たちがいたことを伺っております。現在でも働き方の違う保育士たちのシフトづくりや常勤保育士の休暇など、保育体制が整わない事態にほかの園から短時間保育士を調整するなど、現場の職員体制の大変さが見えてきます。米子市は既に短時間勤務保育士を導入して運営をしていますが、国の新子育て安心プランに盛り込まれた常勤保育士をパートでつなぐ保育体制を導入することになれば、さらに保育士が次々と入れ替わるような細切れ保育となり、パート保育士、常勤保育士ともに負担が増え、保育の質の低下は免れません。何よりも、保育の専門性の軽視であり、子どもも保護者も、担任全てをパート化することは望んでいないはずで

現在はコロナ禍の中、子どもたちの感染予防と健康管理で保育士たちの緊張は増えています。正規や短時間にかかわらず、保育関係者は日々の保育の中で、子どもたちと真剣に向き合い懸命に保育に当たっていますが、疲労感是非常に増えています。保育士不足はこの自治体でも深刻であり、毎年ゼロ歳児の待機児童が発生している米子市の待機児童解消のためにも、保育士確保が緊急の課題となっていると思います。児童福祉法24条1項で

は、自治体の保育実施責任を明記しています。このたびの国の規制緩和を導入しないことを米子市に求めるとともに、国に対してこれ以上の規制緩和を進めるのではなく、保育関係者の処遇改善や配置基準の見直し、改正を行い、質の高い保育の提供、安心・安全な保育に向けた取組ができますように、ぜひとも米子市議会から意見書の提出を求めて陳情させていただきました。ありがとうございました。

○国頭委員長 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はございますでしょうか。

土光委員。

○土光委員 ちょっと今の説明の中で、保育士1名必須配置を今回の緩和措置は短時間2名で担当させることができる。今の陳述の中で、短時間で長時間勤務とか、ちょっとそういったことも言われたと思うんですが、ちょっとそこを聞き取れなかったので、正規の職員を長時間勤務の短時間保育とか、何かそういうふうに言われませんでしたでしょうか。

○国頭委員長 よろしいですか。

石井様。

○石井氏（参考人） すみません。正規職員という形じゃなくって、これは国が出しておりますこのたびの短時間勤務保育士に関しては、常勤保育士を8時間で一応勤務しておりますけれども、それを確保できない場合については、保育士たちの認識共有等々いろいろありますけれども、4時間、4時間のパート保育士を2名を1名と換算するという形で、保育士をパート保育士に代えることができるという内容になっております。米子市においては、きちんと国の配置基準に基づきまして、常勤保育士が必ず各組には配置されておりますので、そこについては別に違反行為ではないんですが、今後もし国が、もう既に閣議決定をされておりますので、各都道府県等への通知の中で発出されるものでしたら、今後米子市さんのほうで常勤保育士をパート保育士に代えることがオーケーですよっていう、これは実施責任を米子市が持っておりますので、そういう措置を取られるということになれば、さらに保育士の細切れ保育っていうことと、またさらに非正規化が進んでいくっていう事態を危惧するものですけれども、そうならないようにぜひとも米子市さんのほうには頑張っていただきたいなという思いで発言をさせていただきました。回答になっておりますでしょうか、ごめんなさい。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 今回の回答は分かりました。私は最初、正規云々という言い方されて、常勤、1日8時間が1名、常勤即正規と私は実は思ってたんですけど、必ずしもそうではないということですか。

○国頭委員長 石井様。

○石井氏（参考人） すみません。常勤保育士というのは、必ずしも正規職員という限定だけではありません。ですから、米子市の場合ですけれども、正規職員さん81名って、これは地方公務員としての正規さんの位置づけですけれども、任期付常勤保育士64名さんっていうのは、これは任期付ですので、米子市の場合には3年を任期とするという形で常勤の保育士さんが当たっておられますので、この方については、基本的には正職員という形ですけれども、実際には3年有期雇用の保育士になりますので、皆さんが完全な雇用関係がずっと退職されるまで続くという形での常勤保育士さんではないということです。

○国頭委員長 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。それから、あとこの陳情の文章の中で、4、5歳児の配置基準、これが子ども30人に保育士1人は72年間変わらないまま、これは米子市の保育所も実際こういう事実上、こういうことでやられているという認識ですか。

**○国頭委員長** 石井様。

**○石井氏（参考人）** これは国が決めました配置基準が基になっておりまして、原則、認可保育所に関しては、この最低基準の職員配置が守らなければならないということで、米子市もこの状態でやっておられます。認可保育所、公立、私立を含めてですが、実際に30人の年長児さんが在籍してるという保育園が、ちょっと私は詳しくは、今資料がありませんので分かりませんが、基本的にはこの制度でもって保育の配置で行われてるということです。ちょうど1945年敗戦で、1947年に児童福祉法がつくられ、その翌年に配置基準というものがつくられました。このときには面積基準、あとは配置基準ですね、各クラスごとに、1人の保育士が何名の子どもを受け持つかということの配置基準が決められましたけれども、終戦3年目というのは非常に戦争の混乱期であり、なおかつ浮浪児といわれる親のいない子どもたちが路上生活をしてるという、非常に貧しい社会的な背景の中で、将来的にこの配置基準については必ず見直し、改善をするということが附帯決議として定められたものですが、これが現在では最低基準が最高基準になってるのが現状としてあります。保育がいろいろと……。

**○国頭委員長** 石井様、簡潔にお願いします。

**○石井氏（参考人）** 分かりました。終わります。

**○国頭委員長** よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** それから、今回の陳情の趣旨を改めて確認したいのですが、今回国が、今、待機児童がいる自治体というか、それを何とか解消しよう、すぐにもう待たなしで解消しようということでこういう緩和をしてということだと思うのですが、今回の陳情の趣旨は、その緊急的な措置とはいえ、緩和するという、そういうことに反対、賛成できない、そういった趣旨の陳情なのか、それから、もともと原則として、やはり保育士というのは重要な職種だと思うので、正規の職員で身分も保障されて専門職、そういったことでやるのは当然望ましいと私も思ってます。だから、そういった政策というのはしていくべきだと思うのですが、それはすぐできることではないですよ、財政措置とか保育士の確保。今回の国のこの規制緩和というのは、今いる待機児童を取りあえず解消しようということで、ある意味で苦肉の策みたいなことで緩和してやろうということだと思うんですが、それにやはり、それは問題だという趣旨の陳情でしょうか。

**○国頭委員長** 石井様。

**○石井氏（参考人）** すみません。まず一つは、このたびの新子育て安心プランの中で出されました待機児童解消策が、いわゆる常勤保育士を各組ごとに1名以上は配置するというのを、短時間保育士で可能だという、この措置に対して私たちは緊急声明的な形にはなりませんけれども、これは絶対にあってはならないと。慢性的な保育士不足が全国的にありますけれども、やはりここについて、やっぱり保育の専門性をまず発揮し、子どもたち一人一人の可能性を信じ、可能性を引き出しながら日々の保育に当たるという保育と教育を内包した形で現場の保育士たちは当たってるわけです。これを単に待機児童を解消するからだけということで、とにかくあてがいとして必要な保育士配置ができればそれでいい

というものではないと思っております。その意味では、やっぱりきちんとした専門性のある保育士がきちんと責任を持って、1日の保育に当たるといふ、この原則を壊してはならないといふことで、取りあえず緊急的に、ひな形の中にちょっと書かせていただいておりますけれども、1の部分ですね。それと基本的に、やはり保育士たちの今、労働賃金っていうのは、全体的な女性の働く賃金よりもはるかに低い状態で位置づけられてることが言えるんじゃないかなと思っております。女性の賃金の水準が、保育の賃金水準として定着しています。男女の……。

○国頭委員長 石井様、簡潔にお願いします。

○石井氏（参考人） ということでは、しっかりと保育の処遇改善、配置基準の改善等も併せて、一緒に行ってほしいといふことの意見書を上げていただくといふことを望んでいるところです。

○国頭委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 ということは、再度確認ですが、今回の陳情というのは今、待機児童が存在している。国はそれを緊急的にといふか、取りあえずといふか、それを解消する苦肉の策として緩和措置をしているけど、でもやはりそれはあつてはならないことといふ陳情の趣旨だと理解しました。そうすると、この意見書のひな形で1番、2番がありますが、これをこういうふうにするとしても、今取りあえずの待機児童の解消には、すぐには結びつかない、なかなか時間とかお金とかかかるものだといふふうにするんですが、今いる待機児童を何とか解消するといふことに関しては、何かアイデアとかありますか。それとも、それは当面存在しても、こういった短時間の保育士でやるのはやっぱりあつてはならないことといふ考え方でしょうか。

○国頭委員長 石井様。

○石井氏（参考人） 待機児童が生むといふのは、基本的に国の制度上の、政策上、認可保育所を計画的に建設してこなかったといふことが一つの原因です。それと2つ目の、空きがあつても受け入れることができないといふ、この米子市内でもほかの民間保育園等でもありますけれども、結局これは安い賃金、本当に8時間丸々保育に係るといふことで、きつい、厳しいといふ労働環境が改善されることがなかったといふ意味では、やっぱりあわせて私たち保育関係団体、関係者は、常に国に要請しておりますし、今日もこの短時間勤務保育士についての厚生労働省との懇談を今やっているところですが、いずれにしても、やはり声を上げ続けていくといふことと、安く設定された公定価格といふのがあつてはありますが、やっぱりこれを基本的に国が保育所関係職員にきっちりと幼稚園並みにも単価を上げるという改善措置をしない限りは、私はこの待機児童、保育士不足の解消はあり得ないといふふうには思っておりますので、やっぱり根本的に何が一か、卵か鶏かといふ問題ではなくて、やっぱり根本的にその環境を変えていき、子どもたちを安心して預け、また思う存分遊べる保育の環境をつくっていくといふ、そういう施策の推進こそ、私、重要だと思っておりますので、ぜひその点での御理解と、国へこれはいけませんねといふことで、ぜひとも上げていただきたいといふところです。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります岡村議員から説明を求めます。

岡村議員。

**○岡村賛同議員** 日本共産党米子市議団の岡村英治です。この陳情の賛同理由を述べさせていただきます。

先ほど申されましたように、新子育て安心プランが公表されたわけですが、その制度の見直し案の中で、待機児童が1人でもいる地域では、厚労省の参考資料によりますと、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えない、こういうふうにしています。なぜそのような措置をしなければならないのか。その背景にあるのは、正規保育所は処遇が悪いにもかかわらず責任だけは重いために、パートを希望する人が増え、そうなればますます正規保育士の責任が重くなるという負のスパイラルに陥り、正規を希望する人がますます減ってしまう、こういう実態があると考えています。しかし、考えてみれば、小学校の担任の先生においてパートタイムが考えられないのと同様に、専門職である保育園のクラス担任が全員パートタイムになるってことは考えられません。そうならないためには、厚労省が待機児童対策に支障があるからと配置基準を緩和して、保育士のパート化を推進するのではなく、保育士の平均賃金が全職種平均より11万円も低い、こういう賃金水準を改善するなど保育士の処遇を改善し、働きがいのある職場にしていくことが大切だと考えております。

賛同理由を述べさせていただきました。

**○国頭委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ありませんか。ないようですので、賛同議員への質疑を終結いたします。

その他でございますが、執行部への質疑等ございますでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 米子市は10月段階で常にこれまで何年か、50人前後の待機児童がありました。令和2年10月のときの待機児童はやや減っていたというふうに記憶していますが、その数を教えてください。

そして、この待機児童がある自治体というのは、国のほうのあれによりますと、4月1日段階で待機児童が出るというふうには書いてあるんですけど、米子市の場合は大体4月1日はゼロ、ないという形になってますけど、この場合はどうなのでしょう。ゼロってというのは、これから先、4月1日までに待機児が増えるという可能性はあるのでしょうか。

**○国頭委員長** 池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** 令和3年4月1日現在の待機児童が発生するかどうかという御質問でよろしいでしょうか。

**○石橋委員** その前に、10月段階の待機児の数。

**○池口子育て支援課長** 令和2年の10月1日現在の本市の待機児童数は2名でございました。令和3年度の4月1日現在の待機児童数については、今のところゼロ名であると見込んでおります。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 2名になっている。例年50人前後だったものが2名になっている、その要因は何ですか。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響もあったというふうに考えております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 コロナだけでそれだけ減るということがあり得るわけですか。要するに、保育所に預けないで家庭で見られるというふうに判断した親御さんが50人近くおられたという意味ですか。分からないのか。

○国頭委員長 分かりますか。

湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 御存じのとおり、10月1日の待機児童数といいますのはゼロ歳児が全てでございます。ゼロ歳児の受入れ、極端に増えているわけではございませんけれども、結局コロナウイルス、先ほども申し上げました感染症のことも、やはり入所を控えられている方もあるのではないかなということも考えております。その受入れ自体は職員数、職員の配置ということがなかなか難しいという状況というのはお知らせしておりますけれども、その中で入所希望と受入れの微増というところで、あまり大きな変化ではありませんけれども、その兼ね合いということで、少し待機児童数のほうが減ってきたということでございます。その受入れ数については、今後も職員配置等、先ほどもありました保育士確保に努めまして、受入れ定員というのを増やしてまいりたいというふうに考えております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 公立の保育所のほうのゼロ歳児の枠は増えてないので、それ以外の施設で小規模事業所とか、あるいは企業主導型とか、そういうところで定数がやや増えているということですね。分かりました。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

土光委員。

○土光委員 ちょっと米子市の保育園の現状ということで、2つ確認します。

一つは、米子市の保育園の担任は全て正規の保育士がやられているということでしょうか。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 正規といいますか、常勤の職員が、担任というちょっと考えはあまりないんですけども、必要な配置数に関しては常勤の職員を配置をしております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 保育所で、いわゆる担任という、そういった役割概念はないんですか。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 年長の子どもさんのクラスになると担任という言い方もしますけれども、そうですね、担任と言っても差し支えはないと思います。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、差し支えないわけですね。それは正規または常勤。常勤というのは先ほどの確認で、勤務時間は8時間だけど、任期付だから3年しか身分は保障されていない。だから正規か常勤かが担任をやってる。大体どのくらいの割合なんですか、正規、常勤。大体でいいです。イメージをつかみたい、半々とか3分の1は常勤だとか、そんな



感じがいいです。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 国の配置基準で必要な保育士っていうことでよろしいでしょうか。それは先ほどもお話がありましたけども、正職員が約80名、それから任期付の職員が約70名で保育に当たっております。そのほかに保育所というのは1日11時間の保育、それと土曜日も行っておりますので、短時間の週20時間の勤務の保育士にも多数協力をお願いしてるところで、その人数は100……。すみません、正確にはちょっと今すぐ申し上げられないんですけども、100名は超えてるといふふうに考えております。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 多分私は、担任のイメージって小学校、中学校で各クラスには1人必ず担任がいる、そういうイメージで聞いたのですが、多分ちょっと微妙にそこ実態違うから一概に言えないのかなと思いましたので、いいです。

それからもう一つは、米子市の実態で、この陳情書にある4、5歳児の配置基準、子ども30人に保育士1人、つまり1人で30人を見てるといふふうには取れるのですが、実態として米子市はそうなんですか。それとも何か上乘せとか加配とか、もうちょっとそういう現状ではないんですか。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 30対1っていうのは国が定めた、最大30人までの人数に対して保育士1人は最低配置するよにといふことで、公立の保育園では定数が少ない園については1人、その配置基準とは別につけるようにしておりますし、それから施設加配といふふうには呼んでるんですけども、各園に1人、子どもさんの定数に加えて保育士を配置しております。

○国頭委員長 いいですか。

○土光委員 だから知りたいのは、私も小学校、中学校のイメージで聞いているんですけど、1人で30人を見てる、最大ね、もちろんね、そういう運用なんですか。もちろん最大という意味ですよ。たとえ園児が28人だったら1人、もし35人になったら2人みたいな、そういう考え方でやられてるといふことですか、この4、5歳児に関して。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 先ほども申しましたように、園にフリーの保育士というのを配置しておりますので、その保育士が必要に応じて4歳児、5歳児の保育にも関わっているといふふうに考えております。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

石橋委員。

○石橋委員 担任といふふうな担当の方には、特に担任の業務というのがあると思うんですが、担任がすべき仕事、その内容を教えてください。

○国頭委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 保育をするに当たって、保育の計画というのを立てております。それから保育の記録をつける。5歳児につきましては小学校入学に当たって、要録という書類を作成するといふことを実施をしております。

○国頭委員長 石橋委員。

**○石橋委員** 保育所で臨時の人で、担当、担任の代わりに業務をしたということがあるといふ人がなかなか記録などが多かったといふことを聞いたもんですから伺いました。担任にはやはり担任の業務っていふのがあつたわけですよ。いいです。

**○国頭委員長** よろしいですか。

**○石橋委員** 結構です。

**○国頭委員長** ほかにありませんね。

ないようですので、これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様のご意見を求めたいと思つた。どちらから行きましようか。前列から、岡田委員、よろしいですか。

岡田委員。

**○岡田委員** 今日は、石井様、来ていただきましてありがとうございます。

御説明いただいたことに関して、賛同できる部分もあつたんですけども、私は採択をしないといふことでお願いをいたします。

その理由といたしましては、この短時間勤務の保育士の活用促進ではなくといふようなことをここでおっしゃつておられるんですけども、やっぱり働き方の柔軟性といふことも含めまして、やはり短時間勤務を望まれる保育士さんもおられますので、ここは全面的に短時間勤務をなくしていくといふことではなくて、やっぱり様々な働き方を模索してもらいながら、子どもにとってよりよい保育を現実的にできる形で提供していただくといふことに努めていただきたいといふふうに思つたので、私は採択をしないといふことでお願いいたします。

**○国頭委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 配置基準改善だとか、あと処遇向上のための必要な措置といふことでは、私も求めていく立場でございます。でも一方で、先ほどもお話ありましたように、保育士不足によってその園の定員に空きがあつても待機児童が解消できないといふふうな、都市部を中心にそういう自治体があるといふふうにも認識しておりまして、それは国のほうで待機児童解消に向けて頑張つていても、なかなか難しいなといふふうに思つて、深刻な問題でございます。子育ては待たないです、その家庭だとか子育てに関わる方々は本当に大変な御苦労をしておられるんじゃないかなといふふうに思つた。配置基準の常勤が望ましいといふのは間違いないと思つたんですけども、でも致し方ない自治体もござつたので、各自治体の状況で判断するといふようなことだし、米子市はそのようなことがないんですけども、やっぱり都市部のほうでは、もうどうしても待機児童を解消したいといふような思いでこういう措置があるといふのは理解できる場所ですので、この陳情に対しては採択をしないといふ、不採択でお願いしたいと思つた。

**○国頭委員長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** 採択を求めています。まず、保育とか教育といふのは、次の世の中を、未来を担う子どもを育てるっていふ力で、本当に最優先されるべき課題の一つだと思つた。しかし、国は子ども・子育て新制度で、この保育に関わる公的責任を大幅に投げ捨てるような、民間の進出しやすい市場へと変えてきました。米子市では待機児童の受皿としては小規模保育事業所、15施設ですかね、今、あります。企業主導型の保育事業所が急増しています。そこに受皿任せているといふといいと思つた。これは県内でも断トツ、もう群を抜いています。こういうことではなく、子どもの安心できる環境、安全を保障するた

めには、やはり最大限よい環境の保障が必要ですので、公立保育所で施設を整備して、ゼロ歳児の受入れも拡大していく、これはすぐにはできませんけど、そういう方向で行くべきだというふうに思います。

先ほどもありましたけど、米子市は正規の保育士さんが本当に少ないです。6割弱かと思っていたんですが、先ほどの数を計算すると、そこまでもいきません。常勤の任期付の職員の人を合わせたとしても、数でいくと4割強ぐらいですよ。本当にこういう体制の中で、保育の実践を積み重ねて経験を増やしてベテランの保育士が育っていくのかということについては、大変不安を感じます。

子どもにとっても保育士さんが次々入れ替わる、担任の1人の人は常勤かもしれませんが、朝は子どもが送られてきたときに、それを受け取るための2時間パートの人が入ったり、午前中のパートの人が2人のうちの保育士の1人は午前中で帰られて、午後は別の人が来られて、夕方、お迎えの時間にはまたほかの保育士さんが対応するみたいな、ばらばらの対応ですと、本当に子どもも落ち着けないというふうに思います。働く側も、それでは子どもの状態が本当につかみにくいというふうに思います。保育士の不足というのは、やはり長時間にわたって、なかなか休憩も取れん、トイレに行くのも本当に大変って、保育士さん、そういうふうに現場で言っとられますよ。お母さんたちの働き方の問題もあるし、本当にそういう問題と保育士の仕事の大変さ、この間でずっと悩んでます、こういうふうにおっしゃってます。自分の子どもの面倒を見る時間もなかなか取れない。そういう実情が保育所にある。大変な仕事を担っている。であるのに賃金は安いっていうことで、どうしても結婚したら辞めるとか、そういう現状にならざるを得ないというのがあります。そこを解決していかなければ、これから先、将来にわたって、日本の保育ってというのは本当に悲しいことになると思います。

基準ですけど、米子の場合は国の基準よりもずっと、特に年少のゼロ歳児とか未満児に対してはいい基準になってます。それがやはり米子の保育はいいというふうに長く評価されてきた要因であると思います。そこをもっと進めて、崩すのではなくて、国にも意見書を上げて、パートでよしとするっていうのが、これをきっかけに導入されてしまうということになるのを防いでほしいという思いがあります。小規模保育所も、最初は米子の場合はA型で、保育士の基準がきちりしたものでしたけど、保育士がいないということで、今、B型も入っています。そんなふうに、一度緩めるとなかなか大変なことになっていくというのがありますので、ぜひこの緩和するという方向には反対してほしい。そういう意味で、この意見書を上げるという陳情を採択していただきたいと思います。以上です。

**○国頭委員長** 続いて、土光委員、よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。この意見書を読むと、今回の緩和措置、待機児童を緊急避難的に取りあえずということ、ある意味で苦肉の策というか、それは私自身も緊急避難的な政策としてはやむを得ないかという思いもあります。この意見書見ると、その緩和措置に関して、正面から反対とかやめろとかまでは言ってなくて、やはりそういう対応すると保育の質が低下するとか、要は危惧を表明してるというふうに私は受け取りました。こういう状態をすると保育の質の低下とか、それから過去を見ると、緊急避難的な緩和が、それが常態化してくるとか、そういったことがあるから、そういった危惧を表明しているというふうに私は意見書を取りました。この要望事項は、基本的にはこういった問題を根

本解決するためには保育士等の職員の処遇改善、そういった根本的なことをきちっとやっ  
てくださというふうな趣旨だと取りましたので、意見書を上げてもいいのではないかと  
思います。

○国頭委員長 採択ということですね。

○土光委員 採択です。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は不採択でお願いしたいと思っております。

保育士の配置基準の改善でありますとか処遇改善につきましては、陳情の方と同じ思い  
でございます。また、少しずつそれは改善をしてきているというふうに認識をしておりま  
して、それに対する期待はしております。が一方で、今までも何名かの委員がおっしゃい  
ましたけれども、仕事と子育てを両立をしながら、自身の子育て時間、また介護時間等も  
確保しつつ短時間勤務制度の目的、そういったものをしっかりと理解をした上で陳情を行  
うべきもので、それらについて考えていく必要があるというふうに思います。タイトルに  
もありますように、全面パート化につながることで、また今までの議論を聞いておりますと、  
常勤の保育士がいるということと、短時間の保育士でつなぐということで、その保育士の  
質が落ちてしまうのではないかとというふうな危惧を持っていらっしゃるようなんですけれ  
ども、お一人お一人の保育士の質が、勤務時間によって変わるものではないというふうに  
私は考えておまして、私も子育てのときに自分の子どもを誰に見てもらおうのかというこ  
ろで、幼稚園も保育園もありまして、また地域の様々な子育ての支援を活用していくと  
いうことも、これからの少子高齢化の中で、柔軟に考えていかないといけないというのが、  
今回のこの法改正の一つの目的でもあろうかというふうに思っておりますので、この陳情  
につきましては不採択でお願いしたいと思っております。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 私は採択しない、不採択でお願いしたいと思っております。

先ほどから岡田委員並びに矢田貝委員さんが言われたことと同様な考えでございますけ  
ども、この陳情が上がった際に、少し厚労省のホームページで確認させていただきました。  
保育士の資格を有する方が再就職で保育士をまた希望しないと。その理由として就業時間  
がなかなか希望と合わない、こういう方が相当数に上がっておりました。一方で、希望  
しない理由が解消された場合には、半数以上の方が保育士への就業を希望すると、こうい  
う回答をしておられるということを確認いたしました。そこで、保育士の資格を有する人  
がフルタイムで勤務するのは大変難しいと、こういう方の子育てや介護等の家庭環境、こ  
ういうものを考慮しつつ短時間シフトを組み入れていくと。広義で捉えれば、フルタイム  
もパートも生活や仕事を充実させていくという、こういうワーク・ライフ・バランスとい  
うものがこれからは重要であると私は考えております。そしてまた、陳情書と意見書ひな  
形の真ん中どこころにあります、パート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れません  
という、この文言には少し違和感を覚えます。よって、私は、短時間勤務をはじめとする  
柔軟な働き方の導入については適切と考えておりますので、採択しない、不採択でお願い  
したいと思っております。

○国頭委員長 続きまして、岩崎委員。

○岩崎委員 これまでいろいろ委員さんの御意見も聞いてまいりましたけれども、私も同調  
するところも結構ありまして、結論から申し上げますと不採択、採択しないでございませ  
ん。

保育士として働く意思を持っているにもかかわらず、子育てなどの様々な事情で働くことができない方々に活躍してもらうため、短時間勤務をはじめとする柔軟な働き方の導入は、これは今の考え方、適切な考え方だというふうに思っております。また、処遇改善についても、一定の改善が見られているものというふうに考えておりますので、本陳情は採択しないという結論に至りました。

**○国頭委員長** それでは、皆さん意見が出ましたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第82号、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…石橋委員、土光委員]

**○国頭委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第82号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行いたいと思います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○国頭委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

石井様、ありがとうございました。御退席お願いいたします。

[参考人退席]

**○国頭委員長** 次に、議案第14号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田長寿社会課長。

**○塚田長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第14号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

2月24日議会運営委員会の資料、資料1の7ページを御覧ください。これは令和3年度から令和5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画の策定に伴い、当該期間における第1号被保険者の保険料率を現行の率で据え置くこととするほか、地方税法及び介護保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、保険料の据置きでございます。介護保険制度における第1号被保険者の保険料は、3年間の介護保険事業計画期間における保険給付に必要な費用を推計し算出いたします。第8期計画では、介護サービスの質及び量の確保をするとともに、介護予防などに取り組むことにより、介護給付費の増加の抑制に取り組むこととしております。保険給付費の必要な費用につきましては増加を見込んでおりますが、策定委員会の意見を踏まえ検討いたしました結果、第7期計画期間の黒字額を保険給付費の費用の増加分に充当することといたしまして、保険料率を据え置くこととするものでございます。

長寿社会課からお配りしました資料、第8期の介護保険料についてを御覧ください。第

8期の介護保険料の基準額、月額の算定方法につきまして、第7期計画の実績を含め御説明をいたします。第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数の実績につきましては、計画を下回っておりますが、年々増加をしております。それに伴いまして、介護給付費の費用につきましても同様に計画値を下回っておりますが、年々増加をしております。下段の介護保険事業の運営状況といたしましては、介護給付費の実績値が計画値を下回ったことや、介護保険料の収納率が向上しましたことなどから、7期におきましても黒字となりまして、剰余金の額は11億円から12億円を見込んでおります。

次に、2ページ目の第8期の介護給付費等の見込みについてですが、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数ともに第8期においても増え続け、介護給付費等の費用も今後も増加する見込みでございます。2ページ下段を御覧ください。第8期の介護保険料を試算しますと、基準額が月額で6,855円になります。令和7年度、さらには令和22年度と推計すると増加をする見込みでございます。

3ページを御覧ください。第8期の基準額は6,855円となりますが、第7期計画期間の剰余金のうち5億5,800万円を充当することで、保険料の基準額は第7期と同額の6,480円とし、所得段階別の割合も同率といたします。残りの剰余金につきましては、第9期以降につきましても保険料の増額が避けられない状況でございますので、急激な増加を抑制するために充てる考えでございます。

なお、この条例は、一部を除き令和3年4月1日から施行することとしております。以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 現在、8期の介護保険事業計画パブリックコメントの終了直後ということで、いろいろとまとめていらっしゃるのかなと思うんですけども、この介護サービスの量と見込みでありますとか、介護保険料の算定についての意見等がありましたでしょうか。

**○国頭委員長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 令和3年2月10日から3月11日までの期間でパブリックコメントを実施をいたしました。意見はございませんでした。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 策定委員会の中で、様々な介護保険の料金についての意見が交わされたというふうに私自身は感じていないんですけども、どのように保険料率、次の3年間も現状でいくという判断をされたのか、具体的な検討方法といいますか、振り返りはどのようにされたのか伺います。

**○国頭委員長** 塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 策定委員会におきましても、第7期計画の実績についての御説明等をしてしながら、その反省を踏まえつつも、今後増え続ける高齢者に、どのように高齢者の方が地域で安心して暮らし続けるためのどういった施策が必要かということ策定委員会の中で議論をいたしまして、従来ですと4回の予定をしておりましたが、5回の開催をいたしまして、最終日に保険料についての御説明をさせていただいたところでございます。策定委員会の中では、やはり充当額を増やして保険料を下げたほうがいいではないかというところの御意見もいただきました。またほかのサービスを充実してはというような御意

見もいただいたところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、今後も増え続ける給付費を抑制する取組も、介護予防などの取組も、これからもしっかりと行っていきながら、剰余金を充てることで据え置くということでのお話をさせていただきました。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 介護保険事業特別会計のほうでもまた述べさせていただきたいと思っておりますけれども、3年間の事業をしっかりと評価して、米子市全体の高齢者の健康づくりに対する施策を、介護保険だけではなく全体を見渡して、それを次の3年にまた生かしていくというような、市全体としての捉え方っていうのを変えていかれないと、たまたま今回は同じ、同額でいきます、次がどうです、目標を持って検討していただければいいかなというふうに思います。今回の判断を私は反対しているわけではないので、その検討の仕方についてどうだったのかなと思ったので、聞かせていただきました。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 介護保険料が高いという声は本当にいっぱい皆さん方も聞いておられると思います。年金からばっさり引かれると後が大変だっていう声が満ちております。そういう中で、今回引き上げない、7期と同じ料金でいくというふうに決められたっていうことについては、反対でなく賛成するものですが、ちょっとでも引き下げてほしいという声もあります。剰余金が約9億円ぐらいあるというふうに聞いていますけれど、それでしたら少しでも引き下げるっていう形に本当はしていただきたいかなと思います。3年間のその期の計画を立てて、介護保険料を算定して徴収するわけですけど、それで余剰が出たら、これはやはり被保険者のほうに返すべきものではないでしょうか。そういう性格でいうと、やっぱり返して、下げれる保険料は下げてほしい、こういうふうには思いますが、引き上げないということでこの料金でいくということには賛成いたします。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。反対意見ではなかったようですので、行いたいと思います。

議案第14号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第15号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定に

ついてにつきまして、御説明いたします。

これは、国における令和3年度介護報酬改定に向けた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、本市が定める介護サービス関係基準条例に関して所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、9ページにお示しをしておりますが、感染症や災害への対応力の強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止の取組の推進、介護人材の確保などを図るためのものでございます。

この条例は、一部を除き令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** たくさんの項目があって、本当にそれを理解するの大変だったんですけど、これは主に改正点としては、新型コロナに対する対策の強化、それからハラスメント対策とか認知症や虐待に対する対応が強化されて改善されてるっていう面と、人手不足であることから緩和していく、人員緩和していくという両方のものが混在していると思います。例えばユニット式のグループホームですと、差し支えがなければ、安全が確保できれば2つのユニットを1人で夜間見ることができるといいたい、そういう内容があるんですけど、本当にこれについては、先ほどの保育士の問題もそうでしたけど、人手不足だというところで、人員を減らしていくっていうことについては、そこで働く人の安全や利用者の安全を確保することにはつながらないと思います。例えば夜間の体制って、1人では本当大変だと思うんですね。特に認知症のある人の夜間の対応を1人でやるっていうのは本当に大変なことだと思って、何かが起こったらほかの利用者さんを置いてその人に対応をするのかと、そういうふうに思うんですけど、こういう改善に対しては本当にそれでいいというふうにお思いなんですか。国の方針でしょうけど、これは。

**○国頭委員長** よろしいですか。

塚田課長。

**○塚田長寿社会課長** このたびの改正は、全サービスに共通するものと、地域密着型のサービスのそれぞれに個別に改正されるものがございまして、本市といたしましても、当然利用者様、またそこで働かれる従業員の職員の皆さんの安全ということは確保することが大前提での改正だと理解をしております。先日、各サービス事業者さん集まっていたしまして、市主催の集団指導という指導を行いまして、その中でこのたびの制度改正について御説明し、指導をしたところでございます。先ほど、やはり認知症の方の対応ですとか、夜間の対応というのは非常に難しいと認識はしておりますので、本市といたしましても、そういったところは指定権者として、しっかりと指導をしながら取り組んでいきたいと考えております。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 指導っていうことですけど、やはりこういうふうには緩和していくっていう、基準緩和っていうのは進めるべきではないというふうに思います。やはり一番利用者や事業者に近い自治体っていうのが、介護保険の責任ある立場の米子市が、そこら辺ではしっかりとした見解を持ってやっていただきたいというふうに思います。



○国頭委員長 要望で。

○石橋委員 いいです。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

石橋委員。

○石橋委員 先ほどほぼ兼ねて言いましたけれど、こんだけのいろんな内容を含むものがこの年度末にどんと出てくるっていう、本当に介護保険はいつもこんな感じなんですけど、担当の方も本当大変だなというふうには思いますが、こういうやっぱり在り方に対しては、本当に利用者が本位ではないなということを感じています。この中にはいい面もありますけれど、やはり賛成はできない、この緩和の方向に賛成ができないということで反対します。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、岩崎委員、岡田委員、門脇委員、土光委員、矢田貝委員〕

○国頭委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時12分 休憩**

**午後 2時00分 再開**

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から1件の報告を受けます。

高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種体制について、当局からの説明を求めます。

中本課長。

○中本健康対策課長 そういたしますと、高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてということで、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

御存じのとおり新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、現在、医療従事者の先行接種が始まりまして、引き続いて医療従事者の優先接種が鳥取県内でも開始されているところでございます。4月以降、国の指示によりまして、本市におきまして、65歳以上の高齢者から基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方、それ以外の方という順番で接種が実施される予定でございます。米子市としましてはこれまでも方針を御説明させていただきましたが、集団接種と個別接種の併用での接種体制構築を進めてまいっている所存でございます。現時点におきまして、65歳以上の高齢者へ

の接種につきましては、4月中のワクチン供給量が限定的であるということから、5月以降のワクチン供給量も併せて不明なこと、このことから、以下のとおり方針を実施することを決めました。

1番になりますが、高齢者向けワクチンの供給スケジュールでございます。こちらも報道等で御存じかもしれませんが、4月中の高齢者向けワクチンが、これは47都道府県どこもなんですけども、鳥取県内の供給量、限定的でございます。まず鳥取県内は4月5日から23日まで、22箱供給予定でございます。これに対しまして、鳥取県の方針としましては、19市町村全てに1箱ずつお配りして3箱プールするという形で、各市町村には1箱ずつこの期間に配布をされる、供給される予定でございます。本市におきましては、4月12日の週に1箱、約1,000回分、これ195バイアルですので、注射器によって5人分、6人分、これも議論が分かれていますけども、約500人分という換算でございますが、供給される予定でございます。

続きまして、その後です。その翌週につきましては、こちらは全国の全ての市町村に対して最低でも1箱というところで、4月26日の週からは、本市におきまして、さらに1箱供給予定ということが確定しているところでございます。それ以降の供給時期及び供給量につきましては、現在のところは正確な数字は未定でございますが、こちら3月11日の報道でもあったように、河野大臣の記者会見からは、6月中には全高齢者を賄う供給量を確保しているというところで、我々としては、この後、御説明させていただきますけれども、供給が潤沢にあるという形でスキームを組み立てていこうというふうに考えております。

この2箱に伴いまして、米子市における対応というところで、4月中の高齢者向けのワクチン供給量が限定的だということから、モデル的に先行集団接種を行いたいというふうに考えております。具体的には、先ほど御説明したとおり約2,000回分のワクチンが入ってくるわけでございますので、人に換算しますと1,000人分、こちらの1,000人分を4月の24、25日の土日を第1スパンとしまして、続きまして5月の8日、9日を第2スパンとしまして、限定的に集団接種のモデル的な接種を位置づけたいというふうに考えております。

集団接種会場としましては、ふれあいの里を考えておりまして、こちらは今御説明したとおり数が限定されてますので、ふれあいの里という1会場で、さらに、お越しいただくのに利便性がある近隣住民である啓成地区及び義方地区の高齢者の方を先行集団接種をするという形で、まず入ってくる2箱に対して、このような方針で行くことを決めました。実施時間につきましては、午前9時から午後5時まで。こちらは今後の集団接種も同様に考えております。会場につきましては、ふれあいの里の1階大会議室を考えております。対象者につきましては、先ほどもお話ししました啓成地区、義方地区に住民登録のある65歳以上の高齢者の方。住基登録でいきますと約4,500人の対象の方になります。この対象の方に対して案内を郵送させていただきまして、コールセンターでの電話予約によりまして、先着順で約1,000名を選定させていただきたいというふうに思っております。あと、応募条件でございますが、今回のこのファイザー製のワクチンが21日間隔で2回接種ということが条件でございますので、この応募条件、21日間隔での2回接種に同意をされる方、先ほど御説明させていただきました実施日の第1、第2、第3、第4クールごとで、1回目及び2回目の接種日に会場にお越しできる方ということが条件といたしまして

通知をお送りしたいというふうに思っております。

裏面に行きまして、先行集団接種の具体的なスケジュールでございます。今御説明させてもらいました約4,500人への方の対象者に対して、3月29日に案内文を発送させていただきます。4月5日から4月9日までの月曜日から金曜日までの間に電話予約という形で受付をさせていただきたいというふうに考えております。先着順となりますので、4月9日の時点では、随時なんですけれども、接種者というものが決定されます。それに伴いまして、4月16日に決定されました約1,000名の方に対して、接種券、予診票等を随時お送りさせていただきたいというふうに思っております。具体的に、その後、先ほど御説明させてもらったスケジュールで、ワクチン接種にお越しいただいて接種をするという形でスケジュールが流れていくということになります。

4番になりますが、それ以外の、集団接種が終わりましたその後の、5月以降の接種体制についても併せてこの場で御報告させていただきます。こちらも当然未定の部分のところが多々あって、いろいろ御迷惑かけますけれども、現時点としての御説明をさせていただきます。5月以降の供給量は当然未定でございますので、供給量に応じて、我々が本来から狙っております集団接種及び個別接種を5月の中旬から本格的に接種を開始する予定でございます。65歳以上の高齢者全体4万4,800人、全体への接種券の発送は4月23日を予定しております。5月上旬に予約を受付を開始して、5月の中旬から全市の65歳以上の高齢者の方に対して、集団接種、個別接種双方で接種を開始していくという形で考えております。

報告案件としては、説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見ありましたらお願いいたします。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 先行接種の予約受付のことなんですけれども、時間はどのような設定の仕方ですと予約が取れるんでしょうか。4月5日から9日へのコールセンターの予約内容といえますか。

**○国頭委員長** 中本課長。

**○中本健康対策課長** 8時半から5時15分までコールセンターで予約を受け付けます。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 接種に行く時間ですね。市民の方が予約するのに、先行接種を申し込みますという意思表示がコールセンターでの予約となるのか、その後、決定した先行の方に時間まで書いた接種券が行くんですか。ふれあいの里に五月雨式に来られていいんですか。

**○国頭委員長** 仲田健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長。

**○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長** 今の御質問でございますが、まずコールセンターの予約の仕方でございます。まず日時ですね、これにつきまして、先ほどの第1クール、第2クール、第3クール、第4クールという日付があります。この日ごとで時間のほうを予約の段階で申し込んでいただきまして、例えば、これは9時からの予約になりますけれども、4月24日の9時から予約したいというふうな形で、コールセンターでそこを申し込んでいただく形になります。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** コールセンターで1時間単位に申込みができるかと。

○国頭委員長 仲田室長。

○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 今ちょっと具体的な単位といいますか、どの時間で区切るかというところを今調整をしておりますけれど、15分とかそのぐらいでちょっと割っていかうかというところを今調整をしたらとところでございます。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 今まさに準備をされているところなので、状況が分かりました。会場の中にも入っていただける人数も限られてくると思いますし、希望する時間帯じゃなくっても、ある程度、その日だったらいいなみたいなお気持ちで申し込んでこられる方もあるかもしれませんので、その辺が分かりやすく、混乱がないようにしていただければいいなと思います。大変だと思いますけど、頑張ってください。

もう1点だけ聞きます。案内の発送についての送付される中身ですけども、こういったことを入れられる予定なんですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 案内につきましては、今御質問があったように、まずは予約についてという形で、予約の受付期間、予約の方法、あと対象者への説明、会場、日時、あと応募条件というようなものと、あと接種の同意と今後の接種体制、問合せについてという形で案内文をお送りしようと思っております。

○国頭委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 接種券のときに予診票を送るっていうことですね。分かりました。

それで、その案内のときに個別接種と集団接種というのをしっかりとらたっておかないと、慌ててしまって、この申込みに殺到するっていうことがないような配慮っていうのをお願いしときたいと思いますが、そういった心配はありませんか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 そこら辺のことが混乱のないような記述は入れさせていただきたいと思いますので。

○国頭委員長 よろしいですか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 しっかり対応していただいていると思っておりますけれども、重ねてお願いをしておきます。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 ワクチン供給スケジュール、先月から国からの、なかなか不透明なところもあって大変だと思いますけども、ちょっと私の記憶が間違っていたら指摘していただきたいんですけど、たしか先月、2月ぐらいは集団接種の会場として、たしか市民体育館と、それからほかの2つの地区体育館も使用してやるということで、4月かどうか分かんないですけど、その間、市民の皆さんがその体育館を使用できないような感じで受け取ってたんですけど、今日こうやって見ますとふれあいの里になってるんですけど、そこのところ、どのような調整なされているのか、ちょっとお伺いします。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 御指摘の件につきましてですが、4月につきましては先ほど御説明させていただいたとおり、当初が、4月1日から潤沢に供給量があって、5か所なら5か

所、最初予定してまして、一遍に全部の会場を使おうと思っと思ったんですが、なんですけども、市民体育館につきましては使える期間が短くなりましたので、そこら辺は予約は解除しまして、いきたいというふうに思っております。

市民体育館は6月に使おうと考えております。5月の時点ではふれあいの里のみで、6月以降に供給量が増えましたところで各会場を最大限活用したいというふうに考えております。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 そこで、各体育施設というのは、この4月からの新年度を前に、多分2月ぐらいで各種スポーツ団体の方が集まって調整会議というのが毎年あって、そこで、例えば市民体育館なら市民体育館の年間スケジュールが決まってくると思うんですけど。例えば6月からなら6月というの何か入ってるんじゃないですか。そのこのところの調整はどのようになっていますか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 市民体育館に限定して御回答させてください。そういたしますと、市民体育館は今の現時点で6月のみにしか使わないというところで、それ以降は各種団体のほうに利用していただくという形にしております。

○国頭委員長 門脇委員。

○門脇委員 それは調整がついているということなんですか。

○国頭委員長 中本課長。

○中本健康対策課長 その調整はついております。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 1点だけ教えてください。対象者、住民登録のある方なんですけれども、例えば住民登録のない方、住民票が米子にない方はどんなふうになるのでしょうか。

○国頭委員長 仲田室長。

○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 まず、モデル事業というところで限定をさせていただきますと、今回のモデル事業につきましては、住民票のある方が対象にはなります。実際に今度広がったとき、一般の高齢者等になった場合、まずこれは住民票のあるところの市町村のほうがその受診券を発行するという形になっております。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 例えば高齢の方なんかは住所地特例でこちらのほうにずっと何年も住んでらっしゃるという方もいらっしゃると思うんですけど、住所地特例の住所のところから券が送られてきて、米子市で受けられるのでしょうか。

○国頭委員長 仲田室長。

○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 例えば市外のところから住所がありまして、そこから受診券として発券をいたします。米子市内にその施設があれば、届出等必要な場合と色々なケースがあるんですけども、受けることはできます。

○国頭委員長 ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 9 分 休憩

午後 3 時 1 2 分 再開

○**国頭委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第 1 1 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

佐小田保険課長。

○**佐小田保険課長** 議案第 1 1 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。資料のほうですが、3 月定例会議案、資料 1 の 5 ページの下段になります。

本議案は、税制改正において長期譲渡所得に関する特別控除が設けられたことを受けた国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容ですが、保険料の基礎賦課額の所得割の算定に係る長期譲渡所得控除に係る規定に、税制改正により創設された特別控除を加えること及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の用語に係る所要の整備を行うこととございます。説明は以上です。

○**国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 別がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 1 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 1 2 号、米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮松固定資産税課長。

○**宮松固定資産税課長** 議案第 1 2 号、米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について御説明させていただきます。

本条例は、平成 2 5 年 3 月に創設した現条例において、当該施設を新たに設置する者に対して、初期負担軽減を図る税制面での優遇を行うことで設置導入を促進し、もって条例の目的とする本市における環境面の改善や経済の活性化に寄与することができたことに鑑

み、対象となる固定資産の取得期限が到来する本年3月末をもって現条例を廃止しようとするものでございます。

なお、経過措置を設け、現在既に適用を受けている場合や、本年3月末日までに新たに適用になるもの、または適用となる設置工事に着手している場合などについては現条例の規定を適用し、課税免除とするものでございます。説明については以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** この条例は、例えば今、建設中で工事が続いています和田浜工業団地のバイオオの大型の施設などは対象となって、ずっとこのままいくということですよ。それで、今年の3月31日までに建設が始められるとかという事業に関しては、この条例がなくなった後もまだずっとこの要件に適合していくと。ただ、4月1日から後のものに関しては、これは適用しないと、そういう意味なんですよ。

**○国頭委員長** 宮松課長。

**○宮松固定資産税課長** 委員さんのおっしゃるとおりでございます。現在建設中の、もう工事に着手していらっしゃるバイオマスにつきましては対象となりますが、4月1日以降、新たに着手されるものにつきましては対象外ということになります。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 太陽光ソーラーに始まってバイオで終わるのかと思うんだけど、これから後、まだ自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発というのは必要だと思うんですね。CO<sub>2</sub>の削減ということで脱炭素社会ということも提唱され、米子市も宣言されましたけれど、そういう意味でいうと、これからまだ必要ではないのかと思うんですが、ここで終わる意味をもう一回聞きます。

**○国頭委員長** 宮松課長。

**○宮松固定資産税課長** 委員さんがおっしゃるとおり、経過措置の該当の場合のみ、最長令和6年度まで課税免除となりますが、それ以外につきましては、国において脱炭素社会に向けての再生可能エネルギー施策の推進が以前から図られておりまして、本市も地方税法の特例措置に基づいて、市税条例の中で既にわがまちという独自に税率を確定できるので特例を持っておりまして、ただ、この現条例の条件とは違いますが持っているということと、また先ほど委員さんがおっしゃったように、第2次の米子市環境基本計画の中の5つの基本目標の一つとして低炭素社会を挙げておりますので、米子市としましては、引き続き再生可能エネルギーの導入推進を行うことの姿勢は変わりありません。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そうしますと、またこれと同様のというか、これよりもっと優れたものになるかもしれないんですけど、ものが、条例が新たに制定されるということもあるわけですか。まあ分からないんですけど、先の話だから、そういうことも。

**○国頭委員長** 宮松課長。

**○宮松固定資産税課長** 当初申し上げましたように、現在の条例が平成25年の3月に制定されておりますので、今、随分時間もたちまして、その間、環境に対します国の動きも推進に加速が加わるとの形でございますので、ですので、一旦これを廃止として、必要な場合に現状に合ったものをとというような考え方もあるかと思っておりますので、代わりに何かをつ

くるということではありません。

○**国頭委員長** 朝妻部長。

○**朝妻市民生活部長** 補足いたします。地方税法の規定は既に米子市条例にございますので、新たに条例をつくるという必要はございません。全国一律並みの条件が整っております。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 一応、了解しました。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号、米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、米子市一般廃棄物処理施設整備負担金基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** そういたしますと、議案第13号、米子市一般廃棄物処理施設整備負担金基金条例の制定について御説明させていただきます。

制定理由といたしましては、鳥取県西部広域行政管理組合が実施いたします一般廃棄物処理施設の整備に係る事業に対しまして、本市が支出する負担金の財源に充てるため基金を設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものでございます。

なお、基金への積立ては令和3年度から行うため、この条例の施行期日を令和3年4月1日としております。説明は以上です。

○**国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○**土光委員** この基金を設置する目的というか、理由、先ほど説明はあったのですが、これまでも米子市は負担金というのを毎年西部広域に負担していたと思うのですが、ここであえて基金の形で積み立てるとするか、その辺のところの理由を改めて説明してください。

○**国頭委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** このたび基金を積み立てる理由ということでございますが、この施設整備が非常に多額の費用を要しますことから、施設整備時期における一時期の負担



が多くなることを避けまして、年度ごとの負担の平準化を図るため基金を積み立てることにしたものでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。令和3年からやるということで、積立額を毎年どのくらいにするかというのは、どういう考え方で決めるんですか。

○**国頭委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 西部広域のほうで昨年の10月時点の試算額でございますが、総額で約314億円施設整備に必要ということでございまして、ここから国の交付金とか地方債を除いたものを、各構成市町村で人口割、均等割で計算をいたしまして、米子市分が約17億ということでございまして、これを令和3年から令和9年までに均等に割りまして、今年度につきましては2億4,200万積み立てる予定としておるところでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の総額314億というのは、今回西部広域で焼却施設とか不燃物処理の施設とか、それから最終処分場、埋立ての施設とか、その一応今の時点での総額がそのくらいというふうに見積もられているということでしょうか。

○**国頭委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** そのとおりです。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** こういった基金の積立ては、ほかの市町村でも大体同じようにやられているんですか。これは参考までにということ。

○**国頭委員長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** このたびの基金の積立てにつきましては、今私どものほうで承知しておりますのは、米子市と境港市と、あと南部町と日吉津村さんと承知しております。そのほかについては、過疎債、過疎対策事業債とか使えるところについては、そのような形で財源を確保されるというふうになっております。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

○**石橋委員** この西部広域の一般廃棄物の基本計画は、先ほどのときにも言いましたけど、脱炭素社会に向かう今の世界の流れに照らし、それになったものだというふうには考えられません。しかも、各市町村の住民の意見は、これまでほぼ反映されていません。そういう中で進めていくということに反対ですので、それに関わる基金の積立てであるこの条例にも反対です。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号、米子市一般廃棄物処理施設整備負担金基金条例の制定について、原案の

とおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、岩崎委員、岡田委員、門脇委員、土光委員、矢田貝委員〕

**○国頭委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 2 9 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 国 頭 靖